若者・子育て世代の「徳島への移住」を
移住支援金で応援します

徳島に住もう!

みんなでリスタート!

徳島で新しい生活を

未就学児対象

さらに
2年後に定住応援金もあるよ

#徳島移住促進支援金［子育て世帯向け］

「子育て世帯」移住者をダブルでサポートします!

移住支援金

10万円支給

県外から未就学児と共に転入した方

支給対象者及び条件 ＝ 次の❶～❻全てに該当する方

❶ 令和3年3月22日以降に、県外から県内に転入時未就学児とともに転入し、生計を一にする方
❷ 移住支援金の申請時において、転入後3ヶ月以上1年以内の方
❸ 県内に転入後、1年以上継続して県内に居住する方
❹「徳島県移住・創業パッケージ支援事業実施要領」第4条第1項に定める移住支援金の給付を受けていない者で、今後も受ける予定のない方
❺ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する方
❻「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団に関与していない方

＋

定住応援金（2年後に申請可）

10万円支給

移住支援金の交付決定を受けた方

支給対象者及び条件 ＝ 次の❶～❺全てに該当する方

❶ 原則として移住支援金の交付決定を受けた方
❷ 定住応援金の申請時において、県内に転入時未就学児とともに居住し、生計を一にする方
❸ 県内に転入後、2年以上3年以内の間、転入時未就学児とともに継続して県内に居住した方
❹ 日本国籍を有する者又は日本国籍を有しない者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する方
❺「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団に関与していない方

その他ご注意▶

❶移住支援金、定住応援金ともに、支給対象1世帯につき、10万円とする。
❷支援金は申請書に加え、住民票謄本等の提出が必要。
❸1年以内に県外に転出した場合、移住支援金の返還が必要。

「移住支援金」・「定住応援金」等のお問合せ・ご相談はこちらまで

相談窓口 とくしま移住交流促進センター
徳島駅前直結 クレメントプラザ5階 とくしまジョブステーション内
0120-109-407
■営業日／月曜～金曜、第1/第3土曜 ■営業時間／10：00～18：00 火曜・木曜は18：30まで、第1/第3土曜は17：00まで

住んでみんで徳島で!
Let's live in Tokushima